

「第5次滋賀県子ども読書活動推進計画（素案）」に対する意見とその対応について

No	頁	項目(該当箇所等)	意見・修正案	左記の理由	対応
1	0	概要版 <概要版>「こども しょかん」について		表題に示され目を引くのですが、説明がありません、やはり「こどもとしょかん」とは何か、が明示される必要があると考えます。	御意見を踏まえ、概要版の通り、「こども としょかん」の定義を明示しました。
2	0	概要版 <概要版> ◆子どもの読書活動推進の意義	3つのうち3つ目の・を下記に修正し初めに持ってくる「子どもが楽しみながら読書できる環境を整える。」	「自主的に読書」というと「一人で読みなさい」ととられてしまうのではないかと。低年齢の子どもはボランティアや保護者、上級生など周囲の人に読んでもらうこともあり、そこに本との関わりだけでなく人の関わりも生まれると考えるため	概要版は本文をもとに作成しています。御意見に関わる本文では、「子どもたちを成熟した社会の一員として迎え入れるため、社会が積極的に子どもの読書習慣を育み、子どもが楽しみながら自主的に読書を行えるよう環境を整備することが肝要です。」となっています。自主的という言葉は、「自分から」という意味合いであるため、この文章において「自主的」という言葉をつかうことに問題は無いと考えます。概要版の記述順は、本文に記述される順としていますので、原文のままとします。
3	0	概要版 <概要版> 基本の方針 (3)子育て世代にやさしい「こどもとしょかん」	子育て世代にもやさしい「こどもとしょかん」	子育て世代だけが子どもや読書に関わっているわけではない。「にも」とすることで子育てに追われる世代の方(なかなか時間が取れないと感じておられる方)を含めた幅広い世代に魅力のある図書館であって欲しいと思う。そこには地域の方なども含まれる。	子ども読書活動推進計画として、子どもに焦点をあてて考えているものであることから、原文のままとします。
4	0	概要版 <概要版>第3章 重点取組事項(2) ※他の記載箇所も同様	子どもの読書環境を支える人づくり ⇒子どもの読書環境を支えるひとづくり	施策構築方針等で、ひとづくりと平仮名で書かれていること。	御意見を踏まえ、概要版と本文ともに修正しました。
5	1	第1章 読書は、本を読む過程で～ すべての子どもが身近な学校や家庭・地域の人々の関わりによって本に親しみ、～ スマートフォンの著しい普及をはじめとした情報化の進展により、子どもたちの生活環境は大きく変化しています。こうした生活環境や家庭環境の変化は、子どもたちが本に興味を持ち、本に親しむ機会を減少させる一因となっています。 第5章 指標の設定	電子書籍の位置づけを明確にはいかがでしょうか。	昨今の電子書籍の存在は、読書を語るうえで無視できないと思います。しかし、計画全体をとおして、電子書籍の位置づけが不明瞭です。「電子書籍」は「本」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。 「読書」という目的は「電子書籍」であっても達成できますし、計画進捗指標として「※電子書籍含む」とされています。しかし一方で、情報化の進展・スマートフォンの普及については、読書に消極的な影響を与える記載をされています。情報化の進展・スマートフォンの普及と、電子書籍の普及は並行するように思いますので(電子書籍をどのように位置付けるか次第ですが)、そうなると、一概に読書環境の弊害とは言えないように思います。	御意見を踏まえ、第4章の前文のように修正しました。

No	頁		項目(該当箇所等)	意見・修正案	左記の理由	対応
6	1	第1章	「子どもの読書活動推進の意義」の最後の一文で「子どもが楽しみながら自主的に読書」	自主的を主体的に修正してはどうか	「主体的」の方が、県の進める教育の方向と一致するのではと感じました。(概要版の「策定にあたって」の箇所も同様) 確か、研修で、自主的は、枠組みの中で動くこと、主体的は、自分で判断し、行動することのような違いがあると聞いた覚えがあります。	「自主的」と言う言葉は、「人に言われなくても自分から」という意味合いであり、比較的やることがはっきりしている場合につかわれます。「主体的」という言葉も「自分の意志に基づいて」という意味合いについては似ていますが、その行為がはっきりしていない場合やその作用がより広がりのあるものにつかわれることの多い言葉です。この文章においては、「読書」という言葉につながることを考えると、「自主的」という言葉が適当であると考えるため、原文のままとします。
7	2 (16)	第1章	(「こどもとしょかん」について) 2(赤字部分)2行～文末。	【意見】 ■「こどもとしょかんとは」を抜き出して項目化し、視覚的に目立たせることが必要かもしれません。会議でとりわけ旗印のように語られているにもかかわらず、本策定上では強さが足りないと感じます。 【修正案】 ■そこで「第5次滋賀県子ども読書活動推進計画」では、すべての子どもたちが、置かれた環境に関わらず読書を通じて学ぶ喜びを感じ、豊かな人生を送ることができるよう、これまでの計画の内容をより拡充・発展させていきます。本策定では、それらの活動および推進する行政手法の総体を指して「こどもとしょかん」と称し、滋賀ならではの読書推進のモデルといたします。	■文が長いのと、「こどもとしょかん」という言葉の標記はこの箇所が初出である。しかも、「こどもとしょかんとは？」ということが明記されていないところに突然書かれるのはよくないのではないのでしょうか。 ■定義を仮に左記のように示してみましたが、適切でなければ更新してください。私の理解ではこのようになります。	御意見を踏まえ、ここ(第1章)で「こどもとしょかん」について記載するのではなく、第3章の冒頭で「こどもとしょかん」とは何かが分かるように記載するよう修正しました。
8	2	第1章	上から3行目「読書を通じて学ぶ喜び・・・」	「学ぶ」を削除していただきたい。	読書は「学ぶため」にするものではないと考えるため	目指す姿にも掲げたとおり、豊かな人生を送るためには、生涯学び続けることが必要です。学びは広い概念であり、読書により楽しいと感じることも学びであると考えことから、原文のままとします。
9	6	第2章	(指標の推移等から見た成果と課題) 頭書きの2行	【修正案】(1)ア～、イ～、ウ～、エ～、オ～、カ～。(2)数値指標外参考データ (3)指標等の推移等から見られる成果～ (4)指標等の推移等から見られる課題～	■頭書きの2行に、数値指標は6つと表現されているので、「数値指標外」の物は枠外に分けた方が良い。	「指標の推移」等について記載しており、指標としている事項以外についても、子どもの読書に関連する事項のデータを掲載しています。御意見を踏まえ、そのことが分かるように本文を修正しました。
10	8	第2章	オ 学校司書を配置している学校数の割合	【修正案1】オ の項目内に但し書きを追加する。(例;複数校を掛け持ちする場合、1校当たり0.5人と計算する。)というようなことを。 【修正案2】10頁(3)に「学校司書の配置率の計算については、「複数校担当する場合があること」、「学校司書に求める役割は学校図書館の運営以上に学習に寄与するものである点から、複数校担当では学校との連携が困難であること」などが表現されて欲しい。	数値だけ見ると増加しているように見えるが、実際の運用では課題が生じていることは会議でも確認している。統計上人数の割りに小数点以下が表現されるのは仕方がないことはいえ、10頁(3)でまとめてしまうにはあまりに大きい課題。	この項目は、学校司書の人数ではなく、学校司書を配置する学校数についてのデータです。学校司書の配置の現状については、第4章(1. 小中学校の取組(2)学校図書館の整備・充実)において掲載しているため、原文のままとします。
11	11	第2章	3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化 Ⅲ 参考資料	視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律 →視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律に修正	正式名称であるため	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。

No	頁	項目(該当箇所等)	意見・修正案	左記の理由	対応
12	12 (15)	第2章 (6)行1、行5 「子ども・子ども・子ども」の視点について		「子どものために、子どもとつくる政策」を具体化させるために～とありますが、以前三日月知事に伺った際、もう一つ「子ども」についてのお考えがあったと記憶しています。申し訳ありませんが内容については記憶にありません。ともあれ、子ども×3点ならば、三つ共に記載してはどうでしょうか。	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
13	13 (16)	第3章 基本的な考え方 前文	行4～5 【修正案】「こどもとしゃかん」に関しては、3の「基本的方針」の冒頭に付け加えてはどうでしょうか。まず定義づけを明確にして、そのうえで、(1)いつでもどこでも～、(2)「支える人」を支える～、(3)子育て世代に～、(4)みんながつくる滋賀県まるごと～。	「こどもとしゃかん」を実現するために云々、では逆ではないでしょうか。本件は「こどもとしゃかん」構想を実現することではなく「第5次滋賀県子ども読書推進計画」の策定を主眼に置いているので、「こどもとしゃかん」は目指す姿、目標を実現するためのツール、もしくは目指す姿や目標を実現するための諸活動をより求心的にとらえるための「総称」である、ということではないですか？	御意見を踏まえ、第3章 計画の基本的な考え方 前文の2段落目において、本文のように修正しました。
14	13 (16)	第3章 基本的方針 「こども としゃかん」	機能、役割、概念等あるかと思いますが、例えば、上段「目指す姿」の中で具体的に示すなどされてはいかがでしょう。	「こども としゃかん」とは何なのかわかりません。	御意見を踏まえ、第3章 計画の基本的な考え方 前文の2段落目において、本文のように修正しました。
15	13 (16)	第3章 基本的方針 (3)子育て世代にやさしい「こどもとしゃかん」	「ショッピングセンター等」とあるが、具体的な施策を考えているのか。	保育園や図書館と並んで唐突に出てきた印象がある。	今年度、「出張こども としゃかん」等で既に試行し、取り組んでいます。御意見を踏まえ、本文のように修正しました。
16	14 (17)	第3章 基本的方針 (4)みんながつくる滋賀県まるごと「こどもとしゃかん」の中の”滋賀県立図書館に全県ネットワークにおけるセンター機能を付与します”	”全県ネットワークにおけるセンター機能((仮)子ども読書支援センター)を整備します”	「全県ネットワークにおけるセンター機能」と「(仮)子ども読書支援センター」は、同じものでしょうか？同じなら、同じ言い方でないとわかりにくいと思います。(におねっとの子ども読書活動支援センターもありますが、これとも違うものかと思いますが…)また、前回の会議でも、この機能を県立図書館が担うのか、生涯学習課か、別の組織を作るのか等、の意見が出ていたかと思いますが、いかがでしょうか？	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
17	14 (17)	第3章 3行目、p37の10行目 「全県ネットワーク」	全県の何のネットワークのことでしょうか。	おそらく県内公共図書館ネットワークのことと推察しますが、一般的には知られていないのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
18	14 (18)	第3章 第5次計画において重点的に取り組むべき事項	(1)学校図書館の機能強化 「機能強化」という言葉でよいか。 →「学校図書館の活用の充実」 または「学校図書館の機能をいかした取組の充実」	・「機能強化」は、学校にとって何をしたらよいかわからないので、分かりやすい言葉の方がよい	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
19	15 (19)	第4章 1:家庭における取組:家庭の役割:行2 また～	【修正案】また、身近な大人に本を読みかかせてもらったことは、～。	「絵本を読んでもらったこと」は狭義かと	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。

No	頁		項目(該当箇所等)	意見・修正案	左記の理由	対応
20	15 (19)	第4章	1:家庭における取組:現状と課題:■3個目	■家庭において、子どもの読書習慣を形成するためには、子どもへの働きかけとともに、様々な機会を通して読みかせや読書の効果や重要性を保護者に働きかけていく必要があります。また、家庭に本がある環境、本について語り合う環境をつくるため、保護者自身の読書活動に対する～。	■3個目と■4個目は文章がつながっているので、一つにまとめてはいかがですか。	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
21	15 (19)	第4章	1 家庭における取組 施策の方向	「大人(保護者)の読書習慣促進の必要性」について触れるべきではないでしょうか。	茨城大学の研究で「家族に喫煙する者がいる場合に、将来喫煙するであろうという予測を持つ児童が多い」という報告や、国立がん研究センターの家族のたばこ意識調査でも「たばこを吸っている子どもがいる割合は、喫煙者で高い」とあります。 このように、家族・親が子に大きく影響を与えるのは明らかですから、親に読書習慣がある者がいれば、子の読書習慣も進むのではないかと考えます。親がテレビやYouTubeを見たり、スマートフォンのゲームアプリケーションをしながら「読書は大切、読書しなさい」と子に諭したところで、子の読書習慣は促進されないように思います。	「施策の方向(2)保護者に対する読書活動への理解の促進」がご意見の趣旨を反映させたものと考えます。
22	15 (19)	第4章	1 家庭における取組 現状と課題	現状と課題 2つめの■ また、PTA活動の機会を活用した家庭教育や →また、PTA活動等の機会を活用した家庭教育や	・PTAを組織していない学校も増えてきているので、PTA活動自体が当たり前のものではないことを前提に記載する必要があります	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
23	16 (20)	第4章	1 家庭における取組 (2)保護者に対する読書活動への理解の促進:行3, 4	【修正案】また、学齢期においてはPTA活動の機会を活用したり、保護者を対象とした講座や研修会を実施するなどし、子どもの読書の重要性や家庭の役割を啓発することにより、保護者への理解を促します。	「また、PTA活動等の保護者を対象とした講座や研修会で、子どもの読書の重要性や家庭の役割を啓発することにより～」大変心苦しいですが、現状PTAによる「シフト」が図られていると言いたい状況ですので、表現をすこし婉曲にいただけると有り難いです。保護者へのアクセスが必ずしもPTA組織を経るものではなくなっています。	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
24	17 (21)	第4章	2 地域(図書館)における取組	地域(図書館等)における取組	概要版では、「図書館等」となっていますし、児童館や公民館等、ボランティア等も含むため、「等」を入れた方がよいかと思えます。	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
25	18 (21)	第4章	2 地域(図書館)における取組 1. 公共図書館における取組	小学生児童の一人一台端末にリンクを設定する等の取組を行った自治体がありました。 →「行っている」	・現在も行っているの	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
26	18 (22)	第4章	2 地域(図書館)における取組 1. 公共図書館における取組 (1)子どもの読書の機会の提供	障害の特性にあわせた点字図書、デージー図書、さわる絵本等資料の収集・提供に努めます。 →点字図書、デージー図書、さわる絵本等の障害の特性にあわせた資料の収集・提供に努めます。	「障害の特性にあわせた」が点字図書だけにかかるように誤解を与えるため。	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。

No	頁		項目(該当箇所等)	意見・修正案	左記の理由	対応
27	19 (23)	第4章	2 地域(図書館)における取組 1. 公共図書館における取組 (2)子どもの読書のための諸条件の整備・充実 17行目「市町立図書館間の相互貸借体制の推進により～」	「～より一層の推進を働きかけ」などが適当ではないでしょうか。	市町間の体制について、県が推進する立場にはないのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
28	22 (26)	第4章	2 地域(図書館)における取組 3 読書ボランティアなどによる取組 (2)情報の収集・提供 15行目「におねっと」上のサイト「子ども読書活動支援センター」とあり、その後、p36・p37に「(仮称)子ども読書支援センター」という呼称が初出。	「(仮称)子ども読書支援センター」の役割や位置づけについて説明が必要ではないでしょうか？	非常に言葉が似ていて、違いがわかりません。	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
29	25 (29)	第4章	4 学校における取組 学校の役割	9行目 さらに、県の学ぶ力向上策として重点を置いて取組を進めている「読み解く力」 →「学ぶ力向上滋賀プラン」において	・県としては「学ぶ力向上策」ではなく「学ぶ力向上滋賀プラン」	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
30	26 (30)	第4章	4 学校における取組 1 小中学校における取組 施策の方向	・取り組む主体がどこなのかがわからない。	課題として「全国平均と比べ未だ不十分な学校図書館の環境整備」が挙がっており、環境整備を推進していくためにも、学校図書館長でもある校長を中心に取り組む等、主語をはっきりさせたほうが良い。	県の計画であり、主語が明記されていない取組は、基本的に県が主語であるため、原文のままとします。
31	26 (30)	第4章	4 学校における取組 1. 小中学校における取組	教育行政と学校の取組が混在してるのを、分けて表記する <行政> ・学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進 ・施設・設備の整備・充実 等 (別紙参照)	・教育行政と学校の取組が混在してるために、学校および市町教育委員会が「何をすべきか」のメッセージが弱くなっている	県の計画であり、主語が明記されていない取組は、基本的に県が主語であるため、原文のままとします。
32	26 (30)	第4章	1. 小中学校における取組 (1)児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実 施策の方向 ①学校の体制づくり b	(下線部を追加)司書教諭や学校司書等が核となって組織的に、学校図書館を活用した授業改善	・学校全体として組織的な取組が重要なため	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
33	28 (32 ～)	第4章	1. 小中学校における取組 (2)学校図書館の整備・充実 施策の方向	案は前計画とほぼ同じですが、県で支援センターを設置する予定があるのなら、ここに記載してはどうでしょうか。 学校図書館の運営は①資料・設備の充実、②学校図書館の活用を～のいずれにも関係するので、③として「(例)学校図書館の望ましい運営の在り方を県として調査、検討して方向性を定め、市町への助言や相談への対応ができる体制の構築を図ります。」	県の新しい取組みが計画されているので、記載できる範囲で追加した方がよいのではないかと考えます。	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
34	28 (32)	第4章	1. 小中学校における取組 (2)学校図書館の整備・充実 施策の方向 ①資料・設備の充実	「b図書資料の充実」に「授業で使用する本は購入する」旨の一文を入れてほしい。	公共図書館で学校への団体貸出を行っているが、教科書が同じであるため学校からの希望が重なることが多く、提供できる冊数には限りがある。朝読用のよみもの等の提供はできるが、授業に必要な本はできるだけ学校図書館で揃えてほしい。	授業で使う本は多岐に渡り、子どもたちが複数冊を読み比べながら進める学習もあるため、実態として自校の学校図書館の蔵書だけで全て対応することは難しいと考えることから原文のままとします。 (※当事者(学校)ではない立場からの要望として寄せられた意見)

No	頁	項目(該当箇所等)	意見・修正案	左記の理由	対応
35	29 (33)	第4章 1. 小中学校における取組 (2) 学校図書館の整備・充実 施策の方向 ① 資料・設備の充実 C 施設・設備の整備・充実	追加案 「～活用が行われるよう促します」の後に (例)「学校図書館リニューアル」の取組みを実施した学校の その後の状況についての調査を行います。」	詳細なマニュアルを作成し、労力をかけて長年実施してきた有意義な取組みだと思いますが、期待した投資効果があったのか、検証が必要です。検証の結果、課題が見つかるのであれば、実務の分野でこれだけの取組みをする前に、学校側が、リニューアルした環境を維持できるだけの体制を作っていたかどうかということかもしれません。最前線の現場のリニューアルは大事ですが、主体となる学校が運営の基本を持たないままでは、表面を一時的に変えただけにとどまり、持続効果はありません。検証をすることによって、県として次にどのような施策に進むべきかを判断する材料になるかと思えます。	「学校図書館リニューアル」の取組に特化した調査は個別の課題として、それぞれの学校図書館の状況に応じた支援をしていきたいと考えるため、原文のままとします。
36	29 (33)	第4章 1. 小中学校における取組 (2) 学校図書館の整備・充実 施策の方向 ① 資料・設備の充実 e 学校図書館の情報化 ○限られた図書等を有効に活用するためには、～ 図書配送システムを確立し、効率的・効果的なネットワークが形成されることが重要です。	「図書配送システム」となるとかなり大がかりなものを必要としているように受け取れます。 予算化が大変かと思えます。		御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
37	29 (33)	第4章 1. 小中学校における取組 (2) 学校図書館の整備・充実 施策の方向 ① 資料・設備の充実 e 学校図書館の情報化 ○例えば、学校の児童生徒に対し、公共図書館の電子書籍貸出サービスのIDを一括で発行し、	「電子書籍」のIDと例であげていますが、電子書籍を取り入れている自治体は少ないです。 タイトル数の問題や予算の問題、紙媒体と電子書籍の所蔵割合問題(紙媒体の予算が大幅に削減されるおそれ)が解決しない時点で、電子書籍を取り入れると一般書も抱き合わせで入れることになる。そうすると、高齢者は扱えない人も多いが、電子書籍を買ったがために、紙媒体の予算が減る可能性があるなど問題がある。県が例でも示してしまうと、電子書籍を取り入れなさいと聞こえてしまうので、慎重にしてほしい。県が電子媒体を購入していただけるなら、このままでいいかと思えます。		御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
38	29 (33)	第4章 1. 小中学校における取組 (2) 学校図書館の整備・充実 施策の方向 ① 資料・設備の充実 e 学校図書館の情報化 3つめの○ 例えば～	この項目は今回は記載しなくてもよいのではないのでしょうか。	電子書籍について、これから県として支援センターで検討することになっているのではないのでしょうか。導入の目的と効果を検討するにあたり、利用対象(一般の大人、子ども、障がい者を持つ人、外国籍の人等)やコンテンツの分野、導入の主体(県か市町か)、外国語書籍を含むかどうか、現在の電子書籍サービスのコストと条件等の詳細も含めて慎重に検討をすすめられると考えます。検討結果が出る前に、「児童生徒」対象で「市町」での学校のタブレット等での取組みを県が促すのは尚早ではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
39	29 (33)	第4章 1. 小中学校における取組 (2) 学校図書館の整備・充実 施策の方向 ① 資料・設備の充実 e 学校図書館の情報化	「公共図書館の電子書籍貸出サービスのIDを一括で発行」とあるが、県内で電子図書館事業を実施している自治体数は少ない。	全県で取り組む計画があるのであれば、まずは公共図書館の取り組みになるのではないかと。	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。

No	頁	項目(該当箇所等)	意見・修正案	左記の理由	対応
40	32 (36)	第4章 2. 高等学校における取組 現状と課題 ■2つめ 1校の～	追加 (案)「図書資料の物流のしくみを整備することが課題です。」	システムをつないで必要な図書がどの学校にあるのかがわかって、取り寄せが円滑にできなければ役に立ちません。各校につけられたわずかな郵送費用の予算が尽きれば借受ができない現状ではないでしょうか。郵送費を増額することができればそれでもよいのですがコストを考えると次の方法の方がよいのではないのでしょうか。公共図書館を巡回させている県立図書館の協力車を使って学校がある自治体の公共図書館に届け、せめて学校の近くで受け取れるしくみを、公共図書館協議会も協力して作ってはいかがでしょうか。	当事者の実情を踏まえて検討する必要があることから、原文のままとします。 (当事者(高校)でない立場から「課題」として寄せられた意見)
41	33 (37)	第4章 2. 高等学校における取組 施策の方向 (2)学校図書館の整備・充実 ⑥学校図書館間の協力等の推進	変更 (案)「この仕組みに加え、図書資料の物流のしくみを整備することにより、図書の相互貸借等が推進されるよう図ります。」	システムをつないで必要な図書がどの学校にあるのかがわかって、取り寄せが円滑にできなければ役に立ちません。各校につけられたわずかな郵送費用の予算が尽きれば借受ができない現状ではないでしょうか。郵送費を増額することができればそれでもよいのですがコストを考えると次の方法の方がよいのではないのでしょうか。公共図書館を巡回させている県立図書館の協力車を使って学校がある自治体の公共図書館に届け、せめて学校の近くで受け取れるしくみを、公共図書館協議会も協力して作ってはいかがでしょうか。	当事者の実情を踏まえて検討する必要があることから、原文のままとします。 (当事者(高校)でない立場から「課題」として寄せられた意見)
42	34 (38)	第4章 3 特別支援学校における取組 施策の方向 (2)学校図書館の整備・充実 ○障害のある子どもが～	変更(案)「障害のある子どもが～対応できる図書資料の充実を進めます。」	そもそも特別支援学校の図書予算が低いことが課題ではないでしょうか。選書に努めるだけでは充実できません。「選書に努める」文言を残してもよいですが、絶対量が圧倒的に足りない現状をなんとかできるよう、量と質の充実をすすめたいことがわかるように記載してはどうでしょうか。	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
43	34 (38)	第4章 3 特別支援学校における取組 施策の方向(2)学校図書館の整備・充実 ○学校図書館と公共図書館の連携を図り～	変更(案)「学校図書館と公共図書館の連携を図り、情報交換や相互貸借等により、障害のある子どもにとって障害の状況に応じた読書環境が向上するように努めます。」	特別支援学校の子どもたちが使う本を公共図書館から団体貸出で借りてすませしてしまうことが前提になっているように誤解されかねません。「障害のある子どもにとって障害の状況に応じた読書環境の充実」は、まず自校の学校図書館の図書を充実することです。障害のある子どもたちにいつも利用される種類の本は、いつも学校になければ役にたちません。常時利用のある本はきちんと学校で揃えておいて、その上で、特定のテーマや一時的な利用をする分野の図書を公共図書館から借りるのが基本です。「連携」の文言はよく使われますが、充実するべきところをしないための代替になってしまっは学校のためになりません。 また、「連携」の内容として想定されるのは公共図書館から特別支援学校への一方的な協力ではありません。たとえば公共図書館は、障害のある子どもたちと日常的に接しているわけではないため、さまざまな障害のある子どもたちのそれぞれの特性やどのような本が適切なのか、深い知識や経験を持ちにくい状況にあります。そうした情報を学校から教えてもらうことは公共図書館にとってたいへん役にたつことです。そのような連携をすすめていけたらよいのではと考えます。	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
44	36 (40,41)	第4章 5 啓発・広報等の推進 (仮称)子ども読書支援センター	「子ども読書支援センター」について説明が必要	「子ども読書支援センター」とは施設なのか、機能なのか、どこのことかわからないため	「6 推進体制の整備 2(仮称)子ども読書支援センターによる総合調整」において、本文の通り修正しました。

No	頁		項目(該当箇所等)	意見・修正案	左記の理由	対応
45	37 (41)	第4章	6 推進体制の整備 11行目 ～総合的に取り組んでいくこととします。	追加(案)「～県立図書館に設置し、学校、園、公共図書館等、それぞれの知見をもつ専門的なスタッフを含む県の組織が、総合的に取り組んでいくこととします」	取組の主体を明記した方がよいのではないのでしょうか。このままでは、「県立図書館」が取り組むように受け取られます。県立図書館の司書の専門知識だけでは、この任務を果たすことはできません。	取組の主体は「県」であることから、原文のままとします。
46	37 (41)	第4章	6 推進体制の整備 2(仮称)子ども読書支援センターによる総合調整	タイトルの変更案「子ども読書支援センターによる取組み」 追加案「○学校図書館について、先進校の事例を調査研究し、滋賀県の学校図書館の望ましい姿を検討します。」 「○特別支援学校を含む学校図書館の現状について調査し、課題を検討します。」 「○学校図書館の運営に関する市町からの相談に対応し、助言等を行うことができる体制づくりをすすめます。」	推進体制の整備にかかれた1～3はすべて、さまざまな組織や団体等との調整や連携をすすめることに関するものです。前文では「総合的に取り組んでいくこととします」とは書かれており、調整や連携以外の業務も実施するとわかるのですが、1～3の項目の中に具体的に書かれていないと、調整・連携に終始すると受け取られることが心配です。県が「子ども読書支援センター」で主体的に取り組むことを明記されてはどうでしょうか。	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
47	37 (41)	第4章	6 推進体制の整備 2(仮称)子ども読書支援センターによる総合調整 20行目「各主体が連携・協力することによりネットワークが形成され」	各主体とは何を指すのか、また、どのようなネットワークが形成されることを目指すのか。	だれとだれが連携・協力するのか、わかりません。	御意見を踏まえ、本文の通り修正しました。
48	39 (43)	第5章	指標の数値が増加していくことを目指します	・第4次計画までは最終年度の目標値が掲げられていたが、今回の計画では省かれている。単に増加していくことを目的とした計画でよいのか。 ・どのような経緯で、目標値ではなく、「指標の数値が増加していくことを目指します。」という表記に至ったかを教えてください	・児童数の減少等により、目標値が定めにくい状況ではあるが、県の計画は市町の計画を策定する際の基準にもなる。 ・人口減などを想定して非現実的な数値を入れないという方法を取ったのでしょうか。	目標値を設定し、「達成したかどうか」による評価を行うのではなく、実態の改善が図られているかどうかによる進捗管理を行い、その分析を次の取組につなげていく趣旨から、原案のままとします。(第4期滋賀県教育振興基本計画においても同様に目標値は定めず、数値の増加等を目標としています。)
49	39 (43)	第5章	指標名⑤学校司書を配置している学校数の割合	『第6次学校図書館図書整備等5か年計画』の目標との整合性を図らなくてよいのか？	より高い目標値にはなるが、『第6次学校図書館図書整備等5か年計画』の目標では、「小・中学校等のおおむね1.3校に1名配置(将来的には1校に1名配置を目指す)」となっている。	目標値を設定し、「達成したかどうか」による評価を行うのではなく、実態の改善が図られているかどうかによる進捗管理を行い、その分析を次の取組につなげていく趣旨から、原案のままとします。(第5期滋賀県教育振興基本計画においても同様に目標値は定めず、数値の増加等を目標としています。)
50	39 (43)	第5章	指標の設定 ①～⑤	県が働きかける取組を指標にしたり、その目標達成に向けてどう取り組んでいくかを記す必要があるのではないのか。	県の計画でありながら、市町の取組の進捗に頼る指標になるため。	例えば、指標1の主体は市町ですが、県は市町の取組が進むよう、乳幼児向けの啓発冊子を作成するなど支援しており、市町の取組の進捗に頼る指標ではないと考えています。 また、現行計画の指標を引き継ぐことにより、長いスパンで経年変化を追うことができること、市町や学校に新たな負担を掛けずに済むことから、原案のままとします。

No	頁		項目(該当箇所等)	意見・修正案	左記の理由	対応
51	39 (43)	第5章	<概要版>第5章 指標の設定 <本編>第5章 指標の設定	指標そのものに、現状数値と目標も掲載してはどうか。 目標は、「増加していくことを目指す」とあるが、具体の目標値を掲げる、または「対前年度より増」と基準を示すなどしてはどうか。	指標、目標を明確にする。	目標値を設定し、「達成したかどうか」による評価を行うのではなく、実態の改善が図られているかどうかによる進捗管理を行い、その分析を次の取組につなげていく趣旨から、原案のままとします。(第5期滋賀県教育振興基本計画においても同様に目標値は定めず、数値の増加等を目標としています。)